別添１

新旧対照表

旧　運賃表	新　運賃表
距離制運賃表と1日当たり(時間)制運賃表の２種類が存在した。	ダンプトラックでの１日単位という工事作業時間にあわせて行う建設発生土やアスファルト合材等の往復運搬が運搬業務の主流であるため、時間制運賃表と、距離制運賃表のいずれの要素も加味して求める運賃の決定が適切であり、それらを統合した運賃表に改定した。
燃料費を運賃の中に含めた運賃であった。	燃料費の変動に対応できる運賃とするため、燃料費を走行距離と燃費、及び燃料の調達価格から算出する方法に変更した。又、走行距離は、出庫から入庫までの距離と定義した。

株式会社美和建設　一般貨物自動車運送事業

運　賃　表

2024年4月22日改定

(1)想定する受託業務とその運行管理について

1) 想定する受託業務

この運賃表は、以下のような一般貨物自動車運送事業の受託業務を想定している。

① 運搬業務に使用する車両は、ダンプトラックとクレーン装置付トラックで、運転手は車両1台につき1名で行い、1日で帰社できる業務。よって、業務履行中であっても、法令に定められた休憩を確保しながら運搬する業務を想定している。
交替運転を行い連続走行したり、2日以上で帰社するような業務の場合の運賃は、個別の見積もりよることとする。

② 公共土木・建築工事や民間工事で発生する建設発生土やコンクリート殻等の産業廃棄物を委託者が建設機械等により受託者のダンプトラックに荷積みをし、受託者は、その荷を工事現場から処分場又はリサイクル施設までダンプトラックにより運搬し、ダンプトラックの積み降ろし機能により積み降ろし、それを１日当り複数回にわたって往復運搬するような業務で、基本的には受託者による荷積み作業を伴わないもの。

③ 委託者が運搬を依頼した砕石やアスファルト合材等の建設資材を、プラントからダンプトラックにて引き取り、工事現場等の指定の場所へ往復運搬し、ダンプトラックの荷降ろし機能により積み降ろす業務で、基本的には受託者による荷積み作業を伴わないもの。

④ ②及び③の運送業務において、受託者が荷積み場所に建設機械を持ち込まないで、委託者が無償貸与した荷積み機械等を用いて受託者が荷積みをし、運搬する業務。但し、荷積み作業は付帯作業として、その費用を別途計上し、運賃に追加する。
受託者が荷積み場所に建設機械を持ち込み、荷積みを行う場合は、委託業務契約ではなく、請負工事契約又は、産業廃棄物の収集・運搬業務契約として行うことを基本とし、代金額等についても、その契約によるものする。

⑤ 委託者が運搬を依頼した建設機械のうち、クレーン装置付トラックの荷台に自走して搭乗させることができる建設機械の運搬業務。基本的には建設機械を荷台へ搭乗・下車させる操作は、委託者がすることを想定しているが、受託者が操作可能で、受託者の責により行う場合は、その費用を別途計上し、運賃に追加する。

⑥ クレーン装置付トラックの荷台に、付属のクレーン装置を用いて荷積み・荷降ろしを行う場合で、それに掛かる時間がそれぞれ30分程度であり、荷の固縛や養生については、備え付けのものを使用した方法で足りる建設資材や小型の建設機械等の運搬業務。但し、荷積み作業や養生作業は付帯作業として、その費用を別途計上し、運賃に追加する。

⑦ 運搬物が、上記の想定物ではない場合であっても、この運賃表の適用が妥当だと判断できる場合の運搬物の運搬業務。

(1)想定する受託業務とその運行管理について

2) 運行管理について

想定する受託業務は、主に工事現場に関わる運搬であることから、荷積み・降ろし場所は、業務により異なるため、受託者の車庫からそれらの場所までの距離もその都度異なるため、掛かる移動費用や時間は一定ではない。よって、運搬業務に掛かる費用は、荷積み場所から荷下ろし場所を運搬する直接費と、これらの間接費を合計して算出する必要がある。同様に勤務時間についても、直接作業と間接作業に掛かる時間の合計で考慮する必要がある。よって、長時間勤務・拘束を生じさせないためにも、以下のような運行管理を遵守しながら、受託した運送業務を履行することを原則とする。また、運賃は、この運行管理に従った場合の運賃とする。

① 連続運転時間について

連続運転時間は、4時間を超えてはならないため、これを満足するために、合間に適切に休憩をとる運転を行う。

② 休憩について

運転時間4時間経過直後に30分以上の休憩を取る必要があり、休憩は、1回につき10分以上とした上で分割することもできる。8時間以上勤務の場合は、合計1時間以上の休憩が必要である。

よって、具体的には、間接的な運転時間を含めて、1～2時間毎に休憩を取りながら、昼の休憩の開始時刻や時間を柔軟に変更するなどにより、法で定められた休憩時間を確保する運転を行い且つ、工事現場と一体となった運搬業務が主流のため、過度の休憩時間とならないように配慮する。

③ 走行速度について

法定速度を厳守した運転を行う。

④ 勤務時間について

出社から退社(出庫から入庫)までの勤務時間が8時間となるような運行を行うことを基本とするが、工事現場の稼働時間が一般的には８時間であるため、それと同程度の直接的勤務時間が求められている。この要求を考慮すれば、間接的勤務時間が時間外勤務として発生することになるが、1日の運転時間(勤務時間)は2日平均で9時間が限度とされているため、時間外勤務を1日最大1時間にとどめることを励行する運行管理を行う。よって、半日当り及び1日当りの基本運賃を適用する運送業務については、以下の通りとする。

A: 半日当たりの運送業務

午前の半日あたりの荷の運搬に関わる直接的な勤務時間は、①～③を満足させる休憩を確保しながら、8時から12時までの4時間の内で行い(最終荷降ろし時間は12時まで)、午後の半日当たりの荷の運搬の場合は、13時から16時まで(最終荷降ろし時間は16時まで)の3時間の内で行う。但し、時間外勤務時間が1時間を超える場合は、直接的な勤務時間の終了時間を早めることとするが、この場合の運賃の値下げは行わない。

B: 1日当たりの運送業務（図-1　参照）

1日あたりの荷の運搬に関わる直接的な勤務時間は、①～④を満足させる休憩を確保しながら、8時から16時まで(最終荷降ろし時間は16時まで)の8時間の内で行う。但し、時間外勤務時間が1時間を超える場合は、直接的な勤務時間の終了時間を早めることとするが、この場合の運賃の値下げは行わない。

⑤ 運搬回数について

運搬物を往復運搬する回数は、①～④を優先して無理のない回数とする。

図-1　１日当たりの運送業務について

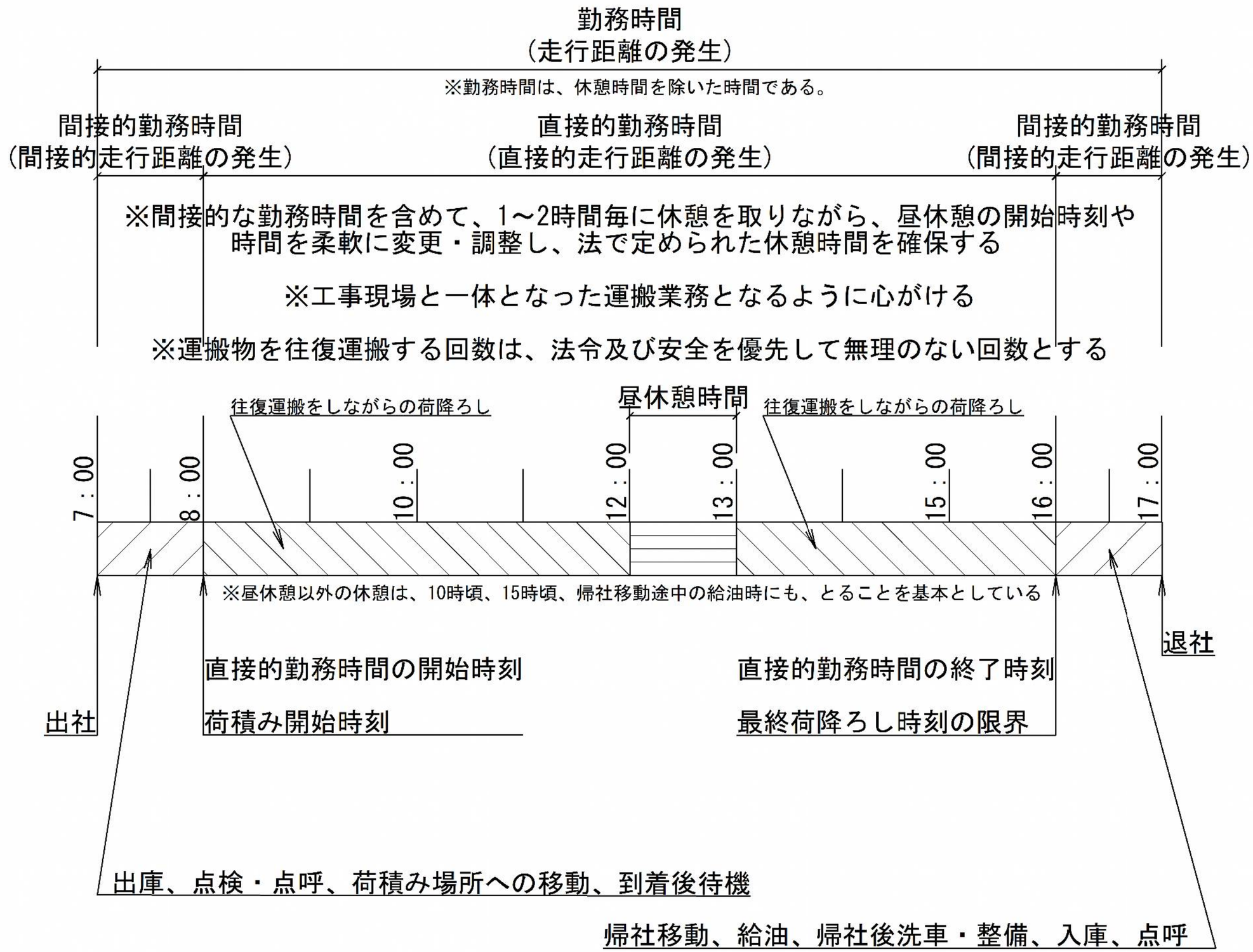

(2) 1) 運賃表　　(消費税を含まず)

半日当り及び１日当たりの運賃を基本運賃とし、これに燃料費と基準距離を超えて走行した超過費を加算して運賃を定める。走行距離は、出庫から入庫までの距離L(km)とする。又、最初荷積み場所集合から最終荷下ろし完了までの勤務時間(休憩を含む)の終了時刻が前頁の(1) 2) AまたはBで定めた時刻を超える場合は、これに応じた超過分の費用を運賃に加算する。【 運賃=（A又はB)＋①＋②＋③ 】

(単位：円)

種別 ＼ 車種別			小型ダンプトラック車(3tクラス)	中型ダンプトラック車(4tクラス)	大型ダンプトラック車(10tクラス)	クレーン装置付トラック車(8tクラス)
燃費 (km/ℓ)			7.2	4.3	2.4	3.5
基準距離 (Km)			130	130	130	130
運賃	A：半日当たりの基本	最初荷積み場所集合から最終荷降ろし完了までの直接的勤務時間(休憩を含む)が、前頁の(1) 2) Aとなる場合に適用する。直接的勤務時間の終了時刻が同A を超える場合は、超過分の額を加算するが、加算後の額が1日当りの額や時間を超える場合は、1日当たりの基本運賃を適用する。	28,700	30,800	44,800	39,900
基本運賃	B：1日当たりの	最初荷積み場所集合から最終荷降ろし完了までの勤務時間(休憩を含む)が、前頁の(1) 2) Bとなる場合に適用する。直接的勤務時間の終了時刻が同B を超える場合は、超過分の額を加算する。	41,000	44,000	64,000	57,000
算額	①燃料費の加	出庫から入庫までの走行距離(事前に走行距離を計測)と燃費と調達価格により、燃料費を計算する。燃料の価格は、走行時の弊社の調達価格とする。※調達価格が141円の場合を「運賃表-①」に示す。	燃料費(円)=走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)×燃料調達価格(円)			
加算額	②走行距離の超過に対する	出庫から入庫までの走行距離(km)が、基準距離130kmを越える場合に、10km以内毎に超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN1による。 N1(回)＝《(走行距離L(km)-130km)÷10km》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値 ※「運賃表-②」に示す。	1,600×N1	1,800×N1	2,500×N1	2,500×N1
に対する加算額	③直接的勤務時間の終了時刻の超過	半日当たり又は、1日当たりの基本運賃に適用する直接的勤務時間の終了時刻が、委託者の追加運搬等の指示により超えた場合は、20分以内毎で超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN2による。 N2(回)=《〔超過時間(分)/20(分)〕》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値 ※「運賃表-③」に示す。	2,200×N2	2,300×N2	3,400×N2	3,000×N2

※国交省告示の標準貨物自動車運送約款に記載のある待機時間料とは、本料金表では③の直接的勤務時間の終了時刻の超過部分に発生する時間のことで、その料金も同③の計算によるものとする。

※2日以上の運賃は、個別の見積もりによる。

(2) 1) 運賃表　　(消費税を含まず)

半日当り及び１日当たりの運賃を基本運賃とし、これに燃料費と基準距離を超えて走行した超過費を加算して運賃を定める。走行距離は、出庫から入庫までの距離L(km)とする。又、最初荷積み場所集合から最終荷下ろし完了までの勤務時間(休憩を含む)の終了時刻が前頁の(1) 2) AまたはBで定めた時刻を超える場合は、これに応じた超過分の費用を運賃に加算する。【 運賃=（A又はB)＋①＋②＋③ 】

(単位：円)

種別 ＼ 車種別			小型ダンプトラック車(3tクラス)	中型ダンプトラック車(4tクラス)	大型ダンプトラック車(10tクラス)	クレーン装置付トラック車(8tクラス)
燃費 (km/ℓ)			7.2	4.3	2.4	3.5
基準距離 (Km)			130	130	130	130
運賃	A：半日当たりの基本	最初荷積み場所集合から最終荷降ろし完了までの直接的勤務時間(休憩を含む)が、前頁の(1) 2) Aとなる場合に適用する。直接的勤務時間の終了時刻が同A を超える場合は、超過分の額を加算するが、加算後の額が1日当りの額や時間を超える場合は、1日当たりの基本運賃を適用する。	28,700	30,800	44,800	39,900
基本運賃	B：1日当たりの	最初荷積み場所集合から最終荷降ろし完了までの勤務時間(休憩を含む)が、前頁の(1) 2) Bとなる場合に適用する。直接的勤務時間の終了時刻が同B を超える場合は、超過分の額を加算する。	41,000	44,000	64,000	57,000
算額	①燃料費の加	出庫から入庫までの走行距離(事前に走行距離を計測)と燃費と調達価格により、燃料費を計算する。燃料の価格は、走行時の弊社の調達価格とする。※調達価格が141円の場合を「運賃表-①」に示す。	燃料費(円)=走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)×燃料調達価格(円)			
加算額	②走行距離の超過に対する	出庫から入庫までの走行距離(km)が、基準距離130kmを越える場合に、10km以内毎に超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN1による。 N1(回)＝《(走行距離L(km)-130km)÷10km》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値 ※「運賃表-②」に示す。	1,600×N1	1,800×N1	2,500×N1	2,500×N1
に対する加算額	③直接的勤務時間の終了時刻の超過	半日当たり又は、1日当たりの基本運賃に適用する直接的勤務時間の終了時刻が、委託者の追加運搬等の指示により超えた場合は、20分以内毎で超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN2による。 N2(回)=《〔超過時間(分)/20(分)〕》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値 ※「運賃表-③」に示す。	2,200×N2	2,300×N2	3,400×N2	3,000×N2

※国交省告示の標準貨物自動車運送約款に記載のある待機時間料とは、本料金表では③の直接的勤務時間の終了時刻の超過部分に発生する時間のことで、その料金も同③の計算によるものとする。

※2日以上の運賃は、個別の見積もりによる。

(2) 2) 運賃表-①　燃料費の加算額　(消費税を含まず)

燃料費の加算額について示す。

計算は、次による。　　燃料費(円)=走行距離(km)÷燃費(km/ℓ)×燃料調達価格(円)

実際は、出庫から入庫までの走行距離(事前に走行距離を計測)にて、燃料費を算出するが、ここでは、20kmごとに走行した場合で、燃料の調達価格が141円/ℓの場合を参考に示す。

(単位：円)

車種別 / 走行距離(km)	小型ダンプトラック車 (3tクラス)	中型ダンプトラック車 (4tクラス)	大型ダンプトラック車 (10tクラス)	クレーン装置付トラック車 (8tクラス)
	燃費(km/ℓ)			
	7.2	4.3	2.4	3.5
20km	391.7	655.8	1,175.0	805.7
40km	783.3	1,311.6	2,350.0	1,611.4
60km	1,175.0	1,967.4	3,525.0	2,417.1
80km	1,566.7	2,623.3	4,700.0	3,222.9
100km	1,958.3	3,279.1	5,875.0	4,028.6
120km	2,350.0	3,934.9	7,050.0	4,834.3
140km	2,741.7	4,590.7	8,225.0	5,640.0
160km	3,133.3	5,246.5	9,400.0	6,445.7
200km	3,916.7	6,558.1	11,750.0	8,057.1
220km	4,308.3	7,214.0	12,925.0	8,862.9
240km	4,700.0	7,869.8	14,100.0	9,668.6
260km	5,091.7	8,525.6	15,275.0	10,474.3
280km	5,483.3	9,181.4	16,450.0	11,280.0
300km	5,875.0	9,837.2	17,625.0	12,085.7
320km	6,266.7	10,493.0	18,800.0	12,891.4
340km	6,658.3	11,148.8	19,975.0	13,697.1
360km	7,050.0	11,804.7	21,150.0	14,502.9
380km	7,441.7	12,460.5	22,325.0	15,308.6
400km	7,833.3	13,116.3	23,500.0	16,114.3

(2) 3) 運賃表-②　走行距離の超過に対する加算額　（消費税を含まず）

走行距離の超過に対する加算額について示す。

出庫から入庫までの走行距離(km)が、基準距離130kmを越える場合に、10km以内毎に超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN1による。

N1(回)＝《(走行距離L(km)-130km)÷10km》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値

（単位：円）

車　種　別		小型ダンプトラック車（3tクラス）	中型ダンプトラック車（4tクラス）	大型ダンプトラック車（10tクラス）	クレーン装置付トラック車（8tクラス）
		基準距離(km)			
		130	130	130	130
走行距離(km)	超過回数 N1(回)	計算式			
		1,600×N1	1,800×N1	2,500×N1	2,500×N1
130kmを越え、140km以下まで	1回	1,600	1,800	2,500	2,500
140kmを越え、150km以下まで	2回	3,200	3,600	5,000	5,000
150kmを越え、160km以下まで	3回	4,800	5,400	7,500	7,500
160kmを越え、170km以下まで	4回	6,400	7,200	10,000	10,000
170kmを越え、180km以下まで	5回	8,000	9,000	12,500	12,500
180kmを越え、190km以下まで	6回	9,600	10,800	15,000	15,000
190kmを越え、200km以下まで	7回	11,200	12,600	17,500	17,500
200kmを越え、210km以下まで	8回	12,800	14,400	20,000	20,000
210kmを越え、220km以下まで	9回	14,400	16,200	22,500	22,500
220kmを越え、230km以下まで	10回	16,000	18,000	25,000	25,000
230kmを越え、240km以下まで	11回	17,600	19,800	27,500	27,500
240kmを越え、250km以下まで	12回	19,200	21,600	30,000	30,000
250kmを越え、260km以下まで	13回	20,800	23,400	32,500	32,500
260kmを越え、270km以下まで	14回	22,400	25,200	35,000	35,000
270kmを越え、280km以下まで	15回	24,000	27,000	37,500	37,500
280kmを越え、290km以下まで	16回	25,600	28,800	40,000	40,000
300kmを越え、310km以下まで	17回	27,200	30,600	42,500	42,500
310kmを越え、320km以下まで	18回	28,800	32,400	45,000	45,000
320kmを越え、330km以下まで	19回	30,400	34,200	47,500	47,500
330kmを越え、340km以下まで	20回	32,000	36,000	50,000	50,000

(2) 4) 運賃表-③　直接的勤務時間の終了時刻の超過に対する加算額　（消費税を含まず）

直接的勤務時間の終了時刻の超過に対する加算額について示す。

半日当たり又は、1日当たりの基本運賃に適用する直接的勤務時間の終了時刻が、委託者の追加運搬等の指示により超えた場合は、20分以内毎で超過した回数に、単価を乗じて加算する。超過した回数の計算は、以下のN2による。

N2(回)=《〔超過時間(分)/20(分)〕》の小数点以下を1の位に繰り上げた整数値

（単位：円）

車種別		小型ダンプトラック車（3tクラス）	中型ダンプトラック車（4tクラス）	大型ダンプトラック車（10tクラス）	クレーン装置付トラック車（8tクラス）
		基準距離(km)			
		130	130	130	130
超過時間(分)	超過回数 N2(回)	計算式			
		2,200×N2	2,300×N2	3,400×N2	3,000×N2
終了時刻を越え、20分以下まで	1回	2,200	2,300	3,400	3,000
20分を越え、40分以下まで	2回	4,400	4,600	6,800	6,000
40分を越え、60分以下まで	3回	6,600	6,900	10,200	9,000
60分を越え、80分以下まで	4回	8,800	9,200	13,600	12,000
80分を越え、100分以下まで	5回	11,000	11,500	17,000	15,000
100分を越え、120分以下まで	6回	13,200	13,800	20,400	18,000
120分を越え、140分以下まで	7回	15,400	16,100	23,800	21,000
140分を越え、160分以下まで	8回	17,600	18,400	27,200	24,000
160分を越え、180分以下まで	9回	19,800	20,700	30,600	27,000
180分を越え、200分以下まで	10回	22,000	23,000	34,000	30,000
200分を越え、220分以下まで	11回	24,200	25,300	37,400	33,000
220分を越え、240分以下まで	12回	26,400	27,600	40,800	36,000
240分を越え、260分以下まで	13回	28,600	29,900	44,200	39,000
260分を越え、280分以下まで	14回	30,800	32,200	47,600	42,000
280分を越え、300分以下まで	15回	33,000	34,500	51,000	45,000
300分を越え、320分以下まで	16回	35,200	36,800	54,400	48,000
320分を越え、340分以下まで	17回	37,400	39,100	57,800	51,000
340分を越え、360分以下まで	18回	39,600	41,400	61,200	54,000
360分を越え、380分以下まで	19回	41,800	43,700	64,600	57,000

(3)　運賃の割り増し

「(2)　運賃表」により計算した運賃に、以下の割り増しを行う。

運賃に割増率を乗じて割増額を算出する手順は、該当する割増の割増率を全て合計したのちに行う。

種　類	該当する運送	割増を行う運賃	割増率
休日割増	弊社で定めた、弊社社員に適用する休日に運送した場合	運賃＝（A又はB）＋①＋②＋③ 「（2）運賃表」により計算した運賃	2.5割
法定休日割増	弊社で定めた、弊社社員に適用する法定休日(基本的には日曜日)に運送した場合		3.5割
深夜・早朝割増	午後10時から午前5時までに運送した場合		2.5割
特大品割増	法令で定める積載制限を超える積み荷(最大積載量を超える、車体の長さの1.2倍の長さを超える、車体の幅の1.2倍の幅を超える、積載した高さが3.8mを超える場合)を運送した場合		3～5割
特異品割増	運搬時に通常運転ができない、柔らかく壊れやすい等の、特異な積み荷を運搬する場合で、運転に細心の注意が必要な運送の場合		2～4割
悪路(リスク)割増	道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所であって、これらに比べて走行時のタイヤ損耗が激しい場合や、凹凸・ぬかるみ・急勾配・障害物との余裕幅が狭い等の悪条件での運送が多い場合		3割
凍結・積雪路割増	冬用タイヤや、タイヤチェーンを装着する必要がある場合		2割
その他の割増	上記に該当はしないものの、通常の運送に比べて、効率性や経済性(物価上昇を含む)、安全性が低下するような運送の場合		1～5割

(4)積込み・積降ろし(取卸)料表　(消費税を含まず)

積込・積降ろし料は、以下の表によるが、それ以外の特殊な場合は、個別の見積もりによる。

積み付けや固縛は、通常備えているロープや台木、チェーンブロックを用いたもので足りる場合は、その費用をこの料金に含む(養生は含まず)。

(単位：円)

種別 ＼ 車種別		小型ダンプトラック車(3tクラス)	中型ダンプトラック車(4tクラス)	大型ダンプトラック車(10tクラス)	クレーン装置付トラック車(8tクラス)
積込み機械等を用いた場合ごとに30分までの発生する金額	・フークリフト又は天井クレーン、バックホウ等の移動式クレーンを使用した場合 ・付属のクレーン装置を使用した場合	4,000	4,500	6,000	5,500
人力積込みの場合	・1個当たりの重さが20kg以下のもの	1個当たり200	-	-	1個当たり200
	・1個当たりの重さが40kg以下のもの	1個当たり500	-	-	1個当たり500
自走して荷台に搭乗、及び下車できる機械の場合	・車両運転手が操作可能(熟練度、資格、免許の有無を含めて)な自走して荷台に搭乗、及び下車できる機械	搭乗、下車毎に1台あたり4,000	-	-	搭乗、下車毎に1台あたり6,000

※休日・深夜・早朝作業の場合は、2.5割増し、法定休日での作業は3.5割増しとする。

(5)養生料　(消費税を含まず)

雨水防止や飛散防止のための養生料は、以下の表によるが、それ以外の特殊な場合は、個別の見積もりによる。但し、汚れていない新品のシートにて養生が必要な場合は、シート代は別途、実費として収受する。

(単位：円)

種別 ＼ 車種別		小型ダンプトラック車(3tクラス)	中型ダンプトラック車(4tクラス)	大型ダンプトラック車(10tクラス)	クレーン装置付トラック車(8tクラス)
シート養生	・使用済みのブルーシート等による養生	1,000	2,000	5,000	4,000
飛散防止網養生	・網目60mm程度のナイロン製の飛散防止網による養生	1,500	2,500	6,000	5,000

※休日・深夜・早朝作業の場合は、2.5割増し、法定休日での作業は3.5割増しとする。

(6)　追加費

以下に該当する場合は、費用を追加する。

種　類	内　容	費用の額
特殊な積込み・積降ろし費	前頁(4)の積込み・積降ろしに該当しない、特殊な積込・積降ろしの場合	運送をする前の個別の見積もりによる。
特殊な積付け・固縛費	前頁(4)の積込み・積降ろしの積付け・固縛に該当しない、特殊な積付け・固縛の場合	
特殊な養生費	前頁(5)の養生に該当しない、特殊な養生の場合	
制限外許可費	法令で定める積載制限を超える積み荷を運搬するために、出発地を管轄する警察署長に許可申請を弊社(受託者)が行う場合や、許可に付された条件を励行するために増えた措置(誘導車両、赤布の取り付け等)がある場合。	実費の3割増しの額
その他追加費	その他の付帯業務の場合	
実費	有料道路利用料、フェリー利用料等、有料駐車場利用料などの費用	掛かった額

※実費以外の種類の追加費は、休日・深夜・早朝作業の場合は、2.5割増し、法定休日での作業は3.5割増しとする。

(7)　利用運送手数料

利用運送を行う場合、委託者にその運送事業者を通知したうえで行うが、運賃の10%を利用運送に係る手数料として、当該運賃とは別に収受する。

(8)　契約書による場合

以下に、個別の見積もりを行い、別途、契約書によるものを示す。

・交替運転を行い連続走行したり、2日以上で帰社するような業務の場合

・受託者が荷積み場所に建設機械を持ち込み、建設発生土等の荷積みを行う場合
　(請負工事に該当する場合)

・産業廃棄物の収集・運搬業務で、収集を含む場合、及び委託者が契約書による
　ことを求めた場合

・その他、この運賃表で想定していない運送業務の場合